

第7章 乗車変更等の取り扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取り扱い箇所)

第 128 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅、または車内において行う。

但し、旅客運賃の払い戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って行う。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、指定駅において行う。

(払い戻し請求権行使の期限)

第 129 条 旅客は、旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

【鉄道営業法第14条】

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の收受又は払い戻しをする場合の既収額)

第 130 条 乗車変更の取り扱いをした乗車券について、旅客運賃の收受、または払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購求した場合の旅客運賃額を收受しているものとして收受、または払い戻しの計算をする。但し、払い戻しの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

第2節 乗車変更の取り扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第 131 条 旅客がその所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に西鉄が取り扱う変更(この変更を「乗車変更」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗り越し
- (2) 方向変更
- (3) 経路変更

(乗車変更の取り扱い範囲)

第 132 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

2 前項の場合において、方向変更、または経路変更については非変更区間と変更区間とを通じた経路が、乗り越しについては原乗車券区間と変更区間とを通じた経路が一部復乗となるときは、折り返し乗車となる駅の前途区間に対しては、乗車変更の取り扱いをしない。但し、天神大牟田線福岡(天神)方面と甘木方面に跨る場合の久留米経由は復乗とはしない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱い制限)

第 133 条 規則第 25 条による被救護者割引普通乗車券その他、区間、経路等に制限ある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取り扱いをしない。

(乗車変更の取り扱いをした場合の通用期間)

第 134 条 乗車変更の取り扱いをした場合に交付する乗車券の通用期間は、原乗車券の通用期間とする。

(別途乗車)

第 135 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取り扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取り扱いができないものであるときは、その取り扱いをしない区間については、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間内の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途乗車する場合、又は当該駅（途中下車できる駅に限る。）から折返して原乗車券の発着区間内を乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

3 回数乗車券において、券面に表示された区間を旅行する途中で券面の区間内の分岐する線へ別途乗車をする場合は、別途運賃を収受するものとする。但し、分岐駅での出場は認めないものとする。

第2款 乗り越し

(乗り越し)

第 136 条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け所持する乗車券（定期乗車券・回数乗車券を除く。）に表示された着駅を、当該着駅を越えた駅に変更（この変更を「乗り越し」という。）することができる。

(注) このような場合、定期乗車券・回数乗車券を所持する旅客に対しては、別途乗車として取り扱う。

2 前項の取り扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券によって乗り越しをする場合は、原乗車券の区間に対する既収の旅客運賃と、原乗車券と乗り越し区間とを通算した普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、原乗車券の区間と乗り越し区間とを通算した普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引旅客運賃によって計算する。

(2) 前号以外の場合は、乗り越し区間に対する普通旅客運賃を収受する。

第3款 方向変更及び経路変更

(方向変更及び経路変更)

第 137 条 旅客はあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って所持する乗車券（定期乗車券、及び回数乗車券を除く。）に表示された着駅を当該着駅と異なる方向の駅に変更（この変更を「方向変更」という。）し、又はその経路を当該経路と異なる経路に変更（この変更を「経路変更」という。）することができる。

2 普通乗車券によって、方向変更、及び経路変更をする場合は、原乗車券の区間に対する既収の旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が実際の乗車区間に対しても適用されるものであるときは実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第4款 定期乗車券変更

(定期乗車券の種類の変更)

第 138 条 旅客は、その所持する定期乗車券を最寄りの定期乗車券発売所に提出し、1 回に限り、その種類の変更をすることができる。この場合、通学定期乗車券に変更するときは、規則 29 条に規定する相当の証明書を差し出さなければならない。

2 前項の取り扱いをする場合は、まず既収の定期旅客運賃に、現定期乗車券の未使用期間日数（変更当日は未使用期間に算入する。）を乗じ、原定期乗車券の実日数で除し、は数計算した額を払い戻し額として計算する。次に、原定期乗車券の通用期間と同じ期間を変更しようとする定期旅客運賃に、原定期乗車券の未使用日数（変更当日は未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の実日数で除した額に別表第 1 号ニに掲げる手数料を足し合わせ、は数計算した額を収受額として計算する。その後、払い戻し額と収受額とを相殺し、その額を収受又は払い戻しをする。

(例) 福岡（天神）・二日市間 6 箇月通勤定期乗車券（通用期間 7 月 1 日から 12 月 31 日まで）を所持する旅客が 11 月 7 日に通学定期乗車券に種類変更を申し出た場合の計算方。

福岡（天神）・二日市間 6 箇月 通勤定期旅客運賃	×未使用日数（55 日）	=払い戻し額（は数計算）	
	定期乗車券の全日数（184 日）	・・・	①
福岡（天神）・二日市間 6 箇月 通学定期旅客運賃	×未使用日数（55 日）	=払い戻し額（は数計算）+手数料=収受額（は数計算）	
	定期乗車券の全日数（184 日）	・・・	②
② - ① =		収受額又は払い戻し額	

(定期乗車券の区間の変更)

第 139 条 旅客は、その所持する定期乗車券を最寄りの定期乗車券発売所に提出し、変更区間中の 1 駅以上の駅が原定期乗車券の区間中にある場合、1 回に限って、区間、又は経路の変更をすることができる。この場合、通

勤定期乗車券・通学定期乗車券を使用する旅客は、変更を必要とする事由を証明できる相当証明書を提出しなければならない。

- 2 前項の取り扱いをする場合は、変更発着区間に対する原定期乗車券の通用期間と同じ期間の定期旅客運賃と、既収の定期旅客運賃とを比較して差額のある場合には、まず既収の定期旅客運賃に定期乗車券の未使用期間の日数（変更当日は、未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の実日数で除し、これをは数計算した額を払い戻し額として計算する。次に、原定期乗車券の通用期間と同じ期間の変更をしようとする定期旅客運賃に、原定期乗車券の未使用日数（変更当日は未使用期間に算入する。）を乗じ、定期乗車券の実日数で除した額に別表第1号二に掲げる手数料を足し合わせ、これをは数計算した額を収受額として計算する。その後、払い戻し額と収受額とを相殺し、その額を収受又は払い戻しをする。

（例）天神大牟田線久留米駅・二日市間1箇月通勤定期乗車券（通用期間5月21日から6月20日まで）を所持する旅客が、5月27日に久留米・福岡（天神）間に区間変更を申し出た場合の計算方。

$$\frac{\text{二日市・久留米間1箇月通勤定期旅客運賃} \times \text{未使用日数(25日)}}{\text{定期乗車券の全日数(31日)}} = \text{払い戻し額(は数計算)} \dots \text{①}$$

$$\frac{\text{福岡(天神)・久留米間1箇月通勤定期旅客運賃} \times \text{未使用日数(25日)}}{\text{定期乗車券の全日数(31日)}} + \text{手数料} = \text{収受額(は数計算)} \dots \text{②}$$

$$\text{②} - \text{①} = \text{収受額又は払い戻し額}$$

第3節 旅客の特殊取り扱い

第1款 通 則

（旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還）

第140条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払い戻しの取り扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

（乗車変更手数料の払い戻し）

第141条 旅客は、西鉄が乗車変更の際に収受した手数料は払い戻しを請求することができない。

（旅客運賃の払い戻しをしない場合）

第142条 旅客は、規則第73条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しを請求することができない。

第2款 無 札

(無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第 143 条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせ收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券の改札を受けないで乗車したとき。
- (3) 規則第84条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取り集めの際に引き渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が規則第84条第1項第6号の規定により無効となる2以上の回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各回数乗車券については券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したものとみなして計算した前項の規定による旅客運賃、及び増運賃を当該旅客から收受する。この場合、その回数乗車券の使用済みの券片（使用済み券片数の異なるときは、使用済み券片数の少ない方の券片）に対して1券片ごとに、1回ずつ乗車したものとして計算する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときは除き、これを第1項第3号の無札旅客として、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃、及び増運賃を、その団体申込者から收受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、規則第84条の規定にかかわらず、その超過人員、又は大人だけを、第1項第1号の無札旅客として、第1項の規定による旅客運賃、及び増運賃をその団体申込者から收受する。

【鉄道営業法第18条、鉄道運輸規程第19条】

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受)

第 144 条 規則第85条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（規則第85条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とあわせ收受する。

- (1) 規則第85条1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力の発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合はその発売日から、同項第9号に該当する場合は、その通用期間満了の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して、券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を、毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 規則第85条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券、及び回数乗車券とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 規則第85条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき、及び同条第10号か

ら同条第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第 145 条 規則第 143 条の無札旅客、及び前条第 3 号の不正使用旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる 2 箇以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅、また接続列車等のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車等の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

【鉄道営業法第 18 条】

第 3 款 紛 失

(乗車券紛失の場合の取り扱い方)

第 146 条 旅客が旅行開始後、その乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、無札旅客として規則第 143 条、及び同第 145 条の規定による旅客運賃、及び増運賃を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃を収受し、また係員が、その事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は再収受の証明書の交付を請求することができる。但し、定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りではない。

3 第 1 項後段、及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券（定期乗車券、及び回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

【鉄道営業法第 15 条】

(再収受した旅客運賃の払い戻し)

第 147 条 前条の規定によって普通旅客運賃、及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを最寄り駅に差し出して再収受証明書 1 枚につき別表第 1 号ニに掲げる手数料を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる。但し、再収受証明書の発行の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

【鉄道営業法第 14 条】

(団体乗車券・貸切乗車券紛失の場合の取り扱い方)

第 148 条 旅客が、団体乗車券、または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、規則第 146 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券、又は貸切乗車券の再交付をすることがある。但し、当該乗車券について既にその旅客運賃の払い戻しをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払い戻し)

第 149 条 旅客は、旅行開始前に乗車券（定期乗車券、及び回数乗車券を除く。）が不要になった場合は、その乗車券の券片が改札前で、且つ通用期間内（前売りの乗車券については、通用期間前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券1枚につき別表第1号ニに掲げる手数料を支払うものとする。但し、不要となった事由が規則第158条第1号、又は第2号の規定による場合は、手数料を必要としない。

2 前項の規定により払い戻しの請求をした乗車券が往復、又は連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払い戻し額は、前項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃、又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

【鉄道営業法第16条、鉄道運輸規程第14条】

(使用開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払い戻し)

第 150 条 前条の規定は、通用開始前の定期乗車券、及び使用開始前回数乗車券について準用する。但し、定期乗車券についての手数は別表第1号ニに掲げる手数料とし、その取り扱いは、定期乗車券発売所に限る。

(旅行開始後の普通旅客運賃の払い戻し)

第 151 条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止したときは、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

2 往復乗車券、又は連続乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず、規則第149条の規定を適用する。

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第 152 条 旅客は回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となったときは、通用期間内にあるときに限って別表第1号ニに掲げる手数料を支払い、最寄りの駅において、既に支払った回数旅客運賃から、既に使用した券片に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。

2 通学用割引普通回数乗車券については、使用開始後の払い戻しはしない。但し、授業日数を超えて発売したものについては、各駅において行なう。

(不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第 153 条 旅客は、規則第73条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始し、又は同区間の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗区間について、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し)

第 154 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、通用期間内に限って最寄りの定期乗車券発売所において乗車券 1 枚につき別表第 1 号ニに掲げる手数料を支払い、既収の定期旅客運賃から次の各号により計算した額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合払い戻しの当日は経過日数に算入する。

- (1) 旅客の所持する定期乗車券が 1 箇月のとき
定期乗車券の区間を普通旅客運賃によって 1 日 2 回ずつ乗車したものとして、これにその経過日数を乗じて計算した額。
- (2) 旅客の所持する定期乗車券が 3 箇月、又は 6 箇月のとき
使用経過月数（1 箇月未満のは数経過日数は切り捨てる。）に相当する定期旅客運賃と、は数経過日数について前号に準じて計算した額（1 箇月の定期旅客運賃を超過する場合は 1 箇月の定期旅客運賃）の合計額。

2 前項第 2 号の使用経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号によって計算する。

- (1) 使用経過月数が 1 箇月、又は 3 箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。
- (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額。
- (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合計額。
- (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合計額。

(注) 6 箇月定期乗車券を 2 箇月以上、3 箇月未満だけ使用して払い戻しをする場合、本条第 1 項第 2 号の金額が 3 箇月定期旅客運賃を超過するときは 3 箇月定期旅客運賃にとどめる。

(旅行中止による通用期間の延長及び旅客運賃の払い戻し)

第 155 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であって、且つその所持する乗車券が通用期間内であるときは、1 回に限って、規則第 159 条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、乗車券 1 枚につき別表第 1 号ニに掲げる手数料を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。
- (2) 司法権、又は国会からの喚問その他これに類する行政権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これに準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、又は貸切乗車券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。

(傷い疾病等の場合の証明)

第 156 条 旅客は、前条の規定により通用期間の延長、又は旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で見しその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(通用期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例)

第 157 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して通用期間延長、又は旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

この場合は、その翌日まで通用期間を延長、又は別表第 1 号ニに掲げる手数料を収受して旅客運賃の払い戻しの取り扱いをする。

【鉄道運輸規程第 16 条】

第 5 款 運行不能及び遅延

(列車が運行不能又は遅延の場合の取り扱い方)

第 158 条 事故発生前に購求した乗車券を所持する旅客（定期乗車券使用の旅客を除く。）は、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合は、規則第 159 条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、規則第 160 条の規定による無賃送還、又は旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。但し、回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還以外の取り扱いを請求することができない。

- (1) 列車が運行不能になったとき。
- (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車等の出発時刻から 2 時間以上にわたって、目的地に出発する列車等に接続を欠いたとき、もしくは欠くことが確実であるとき、又は着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき。

【鉄道営業法第 17 条・運輸規程第 17 条】【鉄道運輸規程第 18 条】

(乗車券通用期間延長の取り扱い方)

第 159 条 乗車券の通用期間の延長の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は乗車券の通用期間の延長を請求しようとするときは、関係の駅に申し出るものとする。
- (2) 通用期間の延長は次の期間とし、旅客は、この期間内に旅行を継続するものとする。
 - イ 規則第 155 条各号の場合は、乗車券に証明を受けた日から 30 日以内。
 - ロ 前条第 1 号の場合は開通の日から 5 日以内。
 - ハ 前条第 2 号の場合は 1 日。
- (3) 旅客は、旅行を継続する際、乗車券面に通用期間延長の証明を受けるものとする。
- (4) 旅客が、延長した期間内に旅行を継続せず、且つ乗車券の残余の通用期間が経過したときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取り扱い方)

第 160 条 旅客の無賃送還の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは発駅共通区間内の希望駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。但しやむを得ない事由により、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他の経路による。
- (4) 無賃送還中は、途中下車の取り扱いをしない。
- (5) 旅客が、第2号、及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取り扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払い戻しをする。但し、回数乗車券を使用する旅客については払い戻しの取り扱いをしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既収の旅客運賃の全額。但し、旅客が当該券片を使用して途中下車していた場合は、既収の旅客運賃から、その発駅と最終途中下車駅間に対する普通旅客運賃（原乗車券が割引の乗車券であるときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額。
- (2) 旅客の請求によって乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したとき、又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したときは、既に収受した旅客運賃から乗車券面に表示された発駅と、その途中駅との間の普通旅客運賃を差し引いた残額。
- (3) 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

【鉄道営業法第17条・運輸規程第17条、18条】

(運行不能の場合における他経路乗車の取り扱い方)

第 161 条 列車が運行不能となった場合、その事故の発生前に購求した乗車券を所持する旅客は、同一目的地（不通区間以遠の駅において途中下車を予定していた場合、その駅を含む。）に至る最短経路による列車に乗車することを請求することができる。この場合、定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客は、他の経路による乗車中に、途中下車することができない。

2 前項の取り扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して過剰額は払い戻しをするものとし、不足額は収受しない。

3 定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客について第1項の取り扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払い戻し、及び不足額の収受をしない。

4 第1項の規定により、定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客が他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(運行不能の場合の旅客運賃の払い戻し駅)

第 162 条 規則第158条・同第160条、又は前条の規定により、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払い戻しを請求しなければならない。

- (1) 無賃送還の取り扱いを受けない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取り扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅。
- (3) 他の経路を乗車する取り扱いを受けた旅客は、旅行を終えた駅。

(運行不能区間の旅客運賃の払い戻し)

第 163 条 列車が運行不能となった場合で、その事故発生前に購求した乗車券によって旅行する旅客(定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客を除く。)が不通区間を任意に西鉄線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に、前途の駅から乗り継ぎをするときは、係員にその旨を申し出て不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、当該不通区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

(運行休止の場合の旅客運賃の払い戻し)

第 164 条 定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を最寄りの駅もしくは、定期乗車券発売所に差し出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

(1) 定期乗車券については、使用しない区間(2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を計算する。)原乗車券と同一の種類、期間による定期旅客運賃に休止日数を乗じて通用実日数で除しては数計算した額。但し、取り扱いは定期発売所とする。

(2) 回数乗車券については、回数旅客運賃に残余の券片数を乗じこれを総券片数で除しては数計算した額。但し、取り扱い箇所については、下記の通りとする。

イ 天神大牟田線 福岡(天神)・二日市・久留米・柳川

ロ 貝塚線 原券発売駅・(貝塚・香椎駅においては、すべての各駅相互間)

(急行料金の払戻)

第 165 条 削 除

第6款 誤乗及び誤購求

(誤乗区間の無賃送還)

第 166 条 旅客(定期乗車券、又は回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取り扱いをする。

2 前項の取り扱いをする場合の誤乗区間については別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取り扱い方)

第 167 条 前条の規定による無賃送還の取り扱い中は、途中下車の取り扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間、及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購求の場合の取り扱い方)

第 168 条 旅客が、駅名類似その他の事由により誤ってその希望するものと異なった着駅、もしくは経路の乗車券を購求した場合であって、係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取り扱いをする。

2 前項の場合には、既収の旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。

【民法 95 条】